

つくばみらい市から転出される

正当な理由が無く、14日以内に転入届を行わない場合は、50,000円以下の過料に処せられることがあります(住基法53条)

手続きを忘れることがないように、**必ずお読みください。**

新しい住所地に**住み始めた日から**

14日以内に

転出証明書

と **印鑑**

と **公的身分証明書**

と **「住基カード」または「マイナンバーカード」**

をお持ちになり、新しい住所地の市区町村窓口で**転入の手続き**をしてください。

※ 外国籍の方は、「在留カード」又は「特別永住者証明書」をご持参ください。

※ 転出を取りやめたときは、転出証明書を持参のうえ、転出取消しの手続きをしてください。

※ 転出予定日が変わったり、転出先を変更する場合でも、この転出証明書は有効です。

※ その他転入手続きに関する詳細については、新しい住所地の市区町村窓口へお問い合わせください。

転出に伴う手続き

該当するもの	つくばみらい市では	新住所地では	担当課欄
印鑑登録 <input type="checkbox"/> 無	窓 市 口 課 民 <input type="checkbox"/> 有 転出予定日で自動的に抹消します。 印鑑登録証(カード)はお返してください。	改めて登録の手続きが必要です。 (詳しくは新住所地でご確認ください。)	
国民年金 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 転出予定日で自動的に抽出します。 国内転出の場合、窓口での手続きは不要です。	転入の手続きが必要です。 持参するもの→年金手帳・印鑑	
国民健康保険 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 転出予定日で資格が無くなります。 健康保険証をお返してください。 <input type="checkbox"/> 返却済	加入の手続きが必要です。 持参するもの→印鑑	
医療福祉(福) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 転出予定日で資格が無くなります。 資格喪失の手続きをし、受給者証をお返してください。 茨城県内の市町村では、同じ制度に加入できますので、「受給者証交付状況証明書」をお受取りください。 <input type="checkbox"/> 手続済	・茨城県内の市町村に転入 持参するもの→ 受給者証交付状況証明書 印鑑・対象者の保険証 ・茨城県以外の市町村に転入 (新住所地でご確認ください。)	
後期高齢者医療保険 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 転出予定日で資格が無くなります。 被保険者証をお返してください。 <input type="checkbox"/> 返却済 「負担区分等証明書」をお受取りください	改めて手続きが必要です。 持参するもの→負担区分証明書	
児童手当 <input type="checkbox"/> 無	こ ど も 課 <input type="checkbox"/> 有 転出予定日で資格が無くなります。 資格喪失の手続きをしてください。 <input type="checkbox"/> 手続済	改めて請求の手続きが必要です。	
介護保険 <input type="checkbox"/> 無	介 護 福 祉 課 <input type="checkbox"/> 有 受給資格が無くなります。 介護保険被保険者証をお返してください。 介護認定を受けている方は、 受給資格証明書 をお受取りください。 <input type="checkbox"/> 手続済	改めて手続きが必要です。 〈介護認定を受けている方〉 持参するもの→ 受給資格証明書 、印鑑	
市税 <input type="checkbox"/> 無	税 務 課 指 <input type="checkbox"/> 有 納税管理人の指定が必要な場合があります。 指 定が必要な場合があります。		

その他の手続き

- 小・中学校在学中の子供がいる→ 異動届をお持ちの上、学校総務課で手続きをしてください。
また、学校から在学証明書、教科書給与証明書をお受取りください。
(学校総務課)
 - 水道使用者で世帯全員で転出する→ 水道の使用停止の手続きをしてください。(水道料金お客様センター)
 - 特別児童扶養手当受給者 → 転出する旨をお知らせください。(社会福祉課)
 - 児童扶養手当受給者 → 転出する旨をお知らせください。(こども課)
- ※その他の手当、助成などを受けている方は、各担当窓口へお問い合わせください。

新住所地でのみ手続きすればよいもの

- ◆ 妊婦・産婦・乳児の健康診査受診票 ◆ 定期予防接種予診票 ◆ 身体障害者手帳・療育手帳
- ◆ 国民年金・老齢福祉年金受給者 ◆ 犬の登録 ◆ 原動機付自転車の登録(125CC未満のバイク)

茨城県 つくばみらい市役所

0297-58-2111(代)

【伊奈庁舎】 市民窓口課・国保年金課・社会福祉課
介護福祉課・こども課・税務課

【谷和原庁舎】 市民窓口課・上下水道課・生活環境課

【伊奈庁舎別棟(教育委員会)】 学校総務課

【保健福祉センター】 健康増進課